

平成27年1月13日(火)から、「橋本町支店」は『周南支店』に名称変更のうえ移転いたしました。

お客様各位

ごあいさつ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のご愛顧とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年1月13日(火)をもちまして橋本町支店を『周南支店』と名称変更のうえ新住所に移転オープンさせていただきました。なお、旧橋本町支店のキャッシュコーナーは、1月13日(火)以降も引き続き営業いたしておりますのでご利用ください。

この度の店舗名称変更にとまなうお手続き等につきましては、「名称変更及び移転に関するQ&A」を作成いたしました。お手数をお掛けして申し訳ありませんが、何卒ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

『周南支店』におきましても、職員一同、地域の皆様との「絆」を深め、地域の皆様のお役に立てるよう、より一層のサービス向上に努めてまいり所存でございます。

これからも、引き続き東山口信用金庫をご愛顧いただき、尚一層のご支援ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

敬具

お問い合わせ先

周南支店

周南市新宿通1丁目14番 TEL(0834-31-6131)

※受付時間 平日9時～17時30分(祝日は除きます)

東山口信用金庫

理事長 嶋本 博

周南支店長 柴崎 浩一



名称変更及び移転に関する Q & A

移転日・店舗名・移転場所について

Q.1 移転日はいつですか？

A 平成27年1月13日(火)に移転いたしました。

Q.2 店舗名はどうなりますか？

A 『東山口信用金庫 周南支店』に名称変更いたしました。
なお、店舗番号(007)の変更はございません。

Q.3 移転場所はどこですか？

A 下記の新住所に移転いたしました。
【新住所】 〒745-0056 山口県周南市新宿通1丁目14番
なお、電話番号は0834-31-6131で変更ございません。

口座番号・通帳・証書・カードについて

Q.4 預金の口座番号は変わりますか？

A 口座番号は変わりません。そのままご利用いただけます。

Q.5 現在使用している通帳・証書はどうなりますか？

A 現在ご利用いただいている通帳・証書はそのままご利用いただけます。

Q.6 キャッシュカード・ローンカードはどうなりますか？

A 現在ご利用いただいているカードはそのままご利用いただけます。

自動支払(口座振替)について

Q.7 各種料金の自動支払を利用していますが、何か手続は必要ですか？

A 電気・ガス・水道・電話・NHKなどの公共料金や税金・クレジット・生命保険料などの自動支払いにつきましては変更手続きの必要はございません。

年金振込について

Q.8 公的年金(国民年金、厚生年金、船員年金、労災年金等)振込は、何か手続は必要ですか？

A 日本年金機構所管の年金につきましては、当金庫にて変更手続きを行いますので、お客様のお手続は不要です。

Q.9 共済年金、企業年金、私的年金(生命保険会社等)振込は、何か手続は必要ですか？

A 日本年金機構以外の機関が所管する共済年金、個人年金につきましても当金庫にて変更手続きを行います。一部の年金につきましては、店名の変更に伴いお客様からお手続きが必要となる場合がございます。その場合は、当金庫よりお客様に個別にご連絡させていただきますので、ご了承願います。

給与振込について

Q.10 給与振込を利用していますが、何か手続は必要ですか？

A 店名の変更に伴いまして、お勤め先に、振込先支店名を『東山口信用金庫/橋本町支店⇒東山口信用金庫/周南支店』と変更して頂く様、ご連絡をお願いします。
※1月13日以降も平成27年4月3日(金)までは、支店名を讀替えてご入金させていただきますが、4月3日より後はご入金できなくなりますので、お早目にご連絡をお願いいたします。

お振込(家賃・販売代金・配当金等)のお受取口座について

Q.11 振込の受取指定金融機関にしていますが、何か手続は必要ですか？

A 店名の変更に伴いまして、お振込相手先に、振込先支店名を『東山口信用金庫/橋本町支店⇒東山口信用金庫/周南支店』と変更して頂く様、ご連絡をお願いします。
※1月13日以降も平成27年4月3日(金)までは、支店名を讀替えてご入金させていただきますが、4月3日より後はご入金できなくなりますので、お早目にご連絡をお願いいたします。

ご融資について

Q.12 現在利用している事業融資・各種ローンに関して何か手続は必要ですか？

A 変更手続は必要ありません。ご返済につきましてもご指定の口座より従来通り引落しさせていただきます。

インターネットバンキングご利用の方

Q.13 インターネットバンキングを利用していますが、何か手続は必要ですか？

A 法人インターネットバンキングご利用の方
変更手続きの必要はありません。引き続き「周南支店」としてご利用いただけます。ただし、振込先を「橋本町支店」として登録してある先については、「周南支店」に変更していただきますようお願いいたします。 ※Q11を参照願います。

A 個人インターネットバンキングご利用の方
変更手続きの必要はありません。引き続き「周南支店」としてご利用いただけます。当金庫インターネットバンキングにて「橋本町支店」を振込先として登録してある先については、当金庫において登録先を「周南支店」に変更いたしますので、お客様の手続きは必要ありません。ただし他金融機関の個人インターネットバンキングにて「橋本町支店」のお客様に振込されている方については、「周南支店」に変更していただく必要があります。

当座勘定ご利用の方

Q.14 手形帳・小切手帳は、そのまま使用できますか？

A お手元の約束手形帳・小切手帳は、「周南支店」の新しいものに差替えさせていただきますので、「周南支店」までお申し付けください。なお、橋本町支店を支払場所として振出された手形・小切手につきましては、1月13日(火)以降は「周南支店」の口座からお引き落としいたします。

ATMで振込をされている方

Q.15 振込カードは、そのまま使用できますか？

A ATMにて発行している振込カード(振込相手先が登録してある)は、店舗名称変更後は、ご利用できなくなります。恐れ入りますが、周南支店のATMにて再度、作成して頂きますようお願いいたします。

取引店舗変更について

Q.16 取引店舗を周南支店以外の店舗に変更したいのですが、何か手続は必要ですか？

A 周南支店にお申し出ください。別途手続きが必要となりますので詳しくご説明いたします。